

大阪府子育てハートフル企業顕彰基準(案)

Ⅰ 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下、「ひとり親」とする)の雇用促進等に積極的に取り組んでいる企業等(団体を含む)であって、申請する日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 大阪府内に事務所または事業所を設置していること。
 - (2) 労働関係法規及び福祉関係法規を遵守していること。
 - (3) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (4) 破壊活動防止法に基づく暴力主義的破壊活動を行った者に該当しないこと。
 - (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
 - (6) その他、法令上、社会通念上又は子どもの福祉の観点から表彰を受賞するに適当でない事由が存在しないこと。
- (7) 表彰を実施する年度の 6 月 1 日現在において、ひとり親を雇用し、定性的評価における視点に基づく取組みを行っていること。
- ただし、雇用者のうち、少なくとも 1 名については、区分(1)は 1 年間、区分(2)は 3 か月間、継続して雇用していること。

2 ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等

(1)「定量的評価項目」(満点 50 点)

当該年度の6月1日現在における、正社員・正職員のひとり親雇用率又は雇用者数のいずれか高い方の点数に正社員・正職員の平均勤続年数の点数を加算し、その合計点数で評価する。

①雇用率又は雇用者数(いずれか高い方の点数で採点)

雇用率(%) (小数点第3位を四捨五入)	点数
1.30~1.54	15 点
1.55~1.79	20 点
1.80~2.04	25 点
2.05~2.29	30 点
2.30~	35 点

雇用者数(人)	点数
1~4	15 点
5~8	20 点
9~11	25 点
12~14	30 点
15~	35 点

※本顕彰基準における「正社員・正職員」とは、雇用期間に定めがなく(定年まで雇用される場合を含む)、フルタイム(事業所で定められている1週間の所定労働時間)で勤務する者(ただし、育児・介護等の理由により短時間勤務が認められている者を含む)をいう。

※当該年度の6月1日現在ひとり親ではないが、採用時にひとり親であった者を含む。

※雇用率とは正社員・正職員の労働者に占める正社員・正職員のひとり親の比率をいう。

※雇用者数とは正社員・正職員として雇用しているひとり親の労働者数をいう。

②平均勤続年数(当該年度の6月1日現在)

3年未満	3点
3年以上4年未満	6点
4年以上5年未満	9点
5年以上6年未満	12点
6年以上	15点

(2)「定性的評価項目」

(満点50点 ※各取組につき10点満点で採点し、50点を上限とする)

当該年度の6月1日現在において、下記①～⑤の評価の視点に基づく優れた支援や取組を行っている企業等について、その取組を評価する。

定 性 的 評 価 の 視 点	①ひとり親・子育て世帯のための休暇制度の充実 (取組事例) ・子の看護休暇 ・臨時休園(校)に係る休暇 等
	②ひとり親・子育て世帯の働きやすい環境づくり (取組事例) ・相談窓口の設置 ・事業所内保育施設の設置 等
	③ひとり親・子育て世帯への柔軟な勤務への対応 (取組事例) ・子育て・介護が必要な職員への勤務時間短縮 ・出社・退社時間のフレックスタイム制度の導入 ・テレワーク制度の導入 等
	④職場復帰のための支援制度の充実 (取組事例) ・復帰前・復帰後面談 ・育児休業者職場復帰支援プログラム 等
	⑤その他独自の取組み (取組事例) ・母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報提供 ・ひとり親のエンパワメントや自己肯定感につながる取組み ・社内報やインターネット等により子育て支援に関する制度を周知 ・家族親睦会など従業員間の子育てに対する理解に向けた取組 ・社内行事への家族参加が可能 等

※一つの視点において複数の取組がある場合は、各取組につき10点満点で採点する。

(例)①ひとり親・子育てのための休暇制度の充実の視点における取組を5つ以上挙げた場合、視点①のみで上限の50点となる可能性がある。

(3)「定量的評価」と「定性的評価」の合計点(100点満点)で、表彰企業を決定する。

(応募多数の場合は原則上位3企業(団体)まで)

3 ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等

(1)「定量的評価項目」(満点30点)

2 (1)と同様に採点し、その合計点に30/50を乗じた点数とする(小数点以下は四捨五入)。

ただし、雇用率・雇用者数及び平均勤続年数の算出にあたっては、対象を正社員・正職員に限らず、ひとり親の常用労働者すべてを含むものとする。

※本顕彰基準における「常用労働者」とは、正社員・正職員のほか、1ヶ月以上の有期雇用労働者を含む。

(2)「定性的評価項目」(満点70点)

2 (2)と同様に採点(満点50点)し、さらに当該年度の6月1日現在において、下記の視点に基づく取組を行っている場合は、別途、評価を行い加点する(満点20点)。

定 性 的 評 価 の 視 点	<p>①経済的支援制度の充実</p> <p>(取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て支援金支給・社内奨学金(従業員の子の就学に係る奨学金)制度 等 <p>②子育てに関する地域・社会への貢献</p> <p>(取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none">・母子・父子福祉団体や子育て支援団体等への寄附、寄贈・大阪府子ども輝く未来基金等への寄附・ひとり親や子育て支援団体への活動協力・地域住民向け育児相談の実施・近隣保育所等におけるイベント等への協力・近隣小・中学校のキャリア教育や防犯訓練等学校行事への協力 等
--------------------------------------	--

(3)「定量的評価」と「定性的評価」の合計点(100点満点)で、表彰企業を決定する。(応募多数の場合は原則上位3企業(団体)まで)